第2期山形県スポーツ推進計画の策定について

1 計画策定の趣旨

令和6年度までを計画期間とする第1期山形県スポーツ推進計画(「平成25年3月策定『山形県スポーツ推進計画』及び平成30年6月策定『山形県スポーツ推進計画<後期改定計画>』」をいう。以下同じ。)に基づくこれまでの取組の成果や課題、この間のスポーツをめぐる状況の変化等を踏まえ、今後の本県におけるスポーツの推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、新たに「第2期山形県スポーツ推進計画」を策定するもの

2 計画の位置づけ

- ①「スポーツ基本法」第10条に規定する地方スポーツ推進計画
- ②「山形県スポーツ推進条例」第8条に規定するスポーツ推進計画

3 計画の期間

令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)まで(5年間)

4 計画の対象

本計画において、スポーツは、個人又は集団で行われる運動競技に加え、その他の身体活動(散歩、ダンス、健康のために行う体操、ハイキング、サイクリングその他これらに類するものを含む。)を対象とします。また、スポーツ活動は、スポーツを行うこと、観戦すること、スポーツを行う者を指導することに加え、スポーツの競技会その他の催しの運営に携わる活動とします。 (山形県スポーツ推進条例第2条)

5 計画の目指す姿

スポーツを通した健康で豊かな県民生活と活力ある地域社会の実現 (山形県スポーツ推進条例前文及び第1条)

6 これまでの検討状況

第1期山形県スポーツ推進計画については、部活動改革の進捗に伴い、地域スポーツのあり方をはじめとしたスポーツ環境全体に影響が生ずることが見込まれたこと等から、令和4年度山形県スポーツ推進審議会において、計画期間の終期を令和4年度から令和6年度まで延長することとしました。

第2期山形県スポーツ推進計画の策定に向けては、令和5年度山形県スポーツ推進審議会において、本県スポーツの現状や計画の骨子案等について御審議頂いた結果、4つの基本方針に整理し、引き続き計画策定を進めていくことを決定しました。